

●香川県告示第1号

平成19年香川県告示第71号（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則に規定する行政機関等の指定する方法）の一部を次のように改正し、令和2年1月7日から施行する。

令和2年1月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則</u>（平成15年総務省令第48号）第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法を次のように定め、平成19年4月2日から施行する。</p>	<p><u>総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則</u>（平成15年総務省令第48号）第4条第2項ただし書に規定する行政機関等の指定する方法を次のように定め、平成19年4月2日から施行する。</p>